

◎新潟県訓令第12号

福祉保健部生活衛生課
地域振興局
中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(兼務) 第1条 (略) 2～5 (略) 6 中央福祉相談センターの事務を命ぜられた職員は、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、中央児童相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 及びあかしや寮に兼務を命ぜられたものとする。	(兼務) 第1条 (略) 2～5 (略) 6 中央福祉相談センターの事務を命ぜられた職員は、中央身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所、中央児童相談所、 <u>女性福祉相談所</u> 及びあかしや寮に兼務を命ぜられたものとする。